

漁場整備現場技術業務
共通仕様書

平成23年3月

水産庁 漁港漁場整備部

漁場整備現場技術業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用範囲

- 1) 漁場整備現場技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、水産庁が発注する漁場工事に係る現場技術業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともにその他の必要な事項を定め、もって契約の適性な履行の確保を図るものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 本業務の書類の様式等については、「業務請負契約に係る提出書類等様式一覧」（水産庁）に準ずるものとする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書を総称していう。
- 2) 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
- 3) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 4) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 5) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るべく、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 7) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類であり、契約書に添付された書面をいう。
- 8) 「入札説明書」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 9) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が承諾した図面を含むものとする。
- 11) 「発注者」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官をいう。
- 12) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規程により認められたその一般継承人をいう。
- 13) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 14) 「主任監督員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への通知等を行い、監督員の指揮監督を行う者をいう。

- 15) 「監督員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち軽易なもの処理及び軽易な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における主任監督員への通知を行う者をいう。
- 16) 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、業務の完了検査及び指定部分検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 17) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 18) 「担当技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で管理技術者のもとで業務を担当する者であって、受注者が定め、発注者に通知した者（管理技術者を除く。）をいう。
- 19) 「管理技術者等」とは、受注者が定め、発注者に通知した者であり、管理技術者及び担当技術者を総称していう。
- 20) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が管理技術者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 21) 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、業務の遂行に関する事項について書面によりお互いに知らせることをいう。
- 22) 「報告」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 23) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が書面により同意することをいう。
- 24) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 27) 「提出」とは、受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは監督職員に対し、又は発注者若しくは監督職員が受注者若しくは管理技術者に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 29) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31) 「積算関係資料」とは、設計に関する補助業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。
- 32) 「検査」とは、契約書第31条に基づき、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
- 33) 「段階検査」とは、当該工事の検査職員が工事の節目毎に工事目的物の出来形、品質及び出来高等の確認を段階的に実施する検査をいう。
- 34) 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

1-1-3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せを

行うことをいう。

1-1-4 監督職員

- 1) 発注者は、業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 2) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

1-1-5 管理技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。
- 2) 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第3項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 3) 管理技術者は、2-1-2、3-2-1又は3-3-1に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
- 4) 受注者は、原則として参加表明書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- 5) 管理技術者は業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - イ) 技術士(総合技術管理部門(選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。))水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、建設部門(選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ロ) 1級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ハ) 水産工学技士(水産土木部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者
 - ニ) R C C M(「水産土木部門」又は「港湾及び空港部門」に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者
 - ホ) 発注者が上記イ)～ニ)と同等の能力と経験を有すると認めた者

1-1-6 担当技術者

2-1-1、3-1-1で示されている担当技術者については、以下のいずれかの資格保有者であるものとする。なお、受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。

- イ) 技術士(総合技術管理部門(選択科目を「水産土木」又は「港湾及び空港」とするものに限る。))水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、建設部門(選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。))の資格を有する者
- ロ) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者
- ハ) 水産工学技士(水産土木部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者
- ニ) R C C M(「水産土木部門」又は「港湾及び空港部門」に限る。)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で漁港漁場関係の実務に3年以上従事している者
- ホ) 発注者が上記イ)～ニ)と同等の能力と経験を有すると認めた者

1-1-7 適切な技術者の配置

- 1) 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事又は業務の受注者との関係において、中立性・公平性を有する技術者をおかななければならない。
- 2) 監督職員は、必要に応じて、下記に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者の経歴・職歴
 - (2) 資本・人事面において関係があると認められることが考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

1-1-8 提出書類

- 1) 受注者は、契約締結後、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく発注者に提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものについては、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報システム（TECRIS）により、受注・変更・完了時に業務実績データ作成後「登録のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けた上、登録機関に登録申請するものとする。

また、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けた上、登録機関に登録するものとする。

なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出するものとする。

登録の期日は次によるものとする。

 - (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
 - (2) 完了時は業務完了後10日以内とする。
 - (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

1-1-9 打合せ等

- 1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と管理技術者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が書面（打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合簿を作成するものとする。
- 2) 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について書面（打合簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

1-1-10 業務計画書

- 1) 受注者は、下記の項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時まで監督職員に提出するものとする。なお、設計に関する補助業務においては、「(7) その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制（緊急時含む）
- (7) その他

2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

1-1-11 業務に必要な資料の取扱い

- 1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- 2) 監督職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 4) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 5) 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- 6) 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

1-1-12 土地への立ち入り等

- 1) 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2) 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。

1-1-13 成果物の提出

- 1) 受注者は、業務が完了したときは、2-1-4、3-1-4又は特記仕様書に示す成果物を取りまとめた報告書を作成し、監督職員に業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-1-14 諸法令及び諸条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する諸法令及び諸条例を遵守しなければならない。

1-1-15 検査

- 1) 受注者は、契約書第31条第1項の規程に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備が全て完了した後、監督職員に提出していなけ

ればならない。

- 2) 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。
この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、検査を行うものとする。

1-1-16 修補

- 1) 受注者は、修補を速やかに行わなければならない。
- 2) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3) 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

1-1-17 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1-1-18の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

1-1-18 条件変更

- 1) 契約書第18条第1項第五号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
- 2) 発注者又は監督職員が、受注者又は管理技術者に対して契約書第18条、19条及び21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

1-1-19 履行期間の変更

- 1) 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合においては履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3) 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4) 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-1-20 一時中止

1) 契約書第20条の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、「1-1-29 臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3) 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全について、監督職員の指示に従わなければならない。

1-1-21 再委託

1) 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としないものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、水産庁の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、水産庁の指名停止期間中であってはならない。

1-1-22 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- 1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- 2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-23 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-1-24 守秘義務

- 1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に開

覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を1-1-10に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-1-25 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

1-1-26 パーソナルコンピューターの使用

- 1) 受注者は、本業務に使用するパーソナルコンピューターのOS・各種ソフトについては、監督職員と協議しなければならない。また、ウィルス対策には十分配慮しなければならない。
- 2) パーソナルコンピューターの利用時及び使用後のセキュリティ対策として、本業務に使用するパーソナルコンピューターには監督職員と協議した内容のもの以外のソフトはインストールしてはならない。

また、本業務の終了時及びパーソナルコンピューターの入れ替え時は、使用したパーソナルコンピューターの全ドライブを確実に初期化しなければならない。

1-1-27 部分使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-28 安全等の確保

- 1) 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないように安全の徹底に努めなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には海上保安部、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3) 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4) 受注者は、業務に実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5) 受注者は、業務に実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

い。

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6) 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7) 受注者は、業務の実施にあたって豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8) 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-1-29 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第2編 現場技術業務

第1章 設計に関する補助業務

2-1-1 担当技術者

- 1) 担当技術者は、2-1-2で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の諸事項について適切に行わなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「漁港漁場関係工事積算基準」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、関連する漁場工事等の施工方法等についても把握しておくこと。

2-1-2 業務内容

受注者は、別途契約図書に定める工種毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。

1) 現地踏査

受注者は、積算に必要な現場条件等の確認を行い、調査結果を書面で監督職員に提出の上、積算に用いる現場条件について監督職員の承諾を得るものとする。

なお、現地踏査は、事前に監督職員にその内容を協議の上、行うものとする。

2) 発注図面等作成

受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計図書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3) 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む。）の各案の確認及び修正を行った上で、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

2-1-3 報告等

受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、監督職員へ報告するものとする。

2-1-4 成果物

1) 成果物は以下の通りとする。

- (1) 発注図面等
- (2) 積算資料
- (3) 積算データ（記録媒体 CD-R等）
- (4) 打合簿

2) 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2-1-5 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第2章 検査補助業務及び監督補助業務

第1節 共通編

3-1-1 担当技術者

- 1) 担当技術者は、3-2-1及び3-3-1で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の諸事項について適切に行われなければならない。
- (1) 業務の実施にあたっては、監督職員が別に示す漁場工事の施工監督に関する指針等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から連絡等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡等を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
- 2) 担当技術者は、3-2-1及び3-3-1のうち管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるもののほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

3-1-2 業務受注者証明書

受注者は別に定める様式により、発注者に業務を行う管理技術者等の業務受注者証明書発行申請書を提出し、業務受注者証明書の発行を受けなければならない。

なお、管理技術者等は業務受注者証明書を携帯し、業務に当たらなければならない。

3-1-3 報告

受注者は別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し月毎にとりまとめ、監督職員に書面で提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

3-1-4 成果物

成果物とは、3-1-3で作成した業務実施報告書をいう。

第2節 検査補助業務

3-2-1 業務内容

- 1) 受注者は、別途契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。
- (1) 工事の施工状況、出来型及び品質について随時設計図書との照合を行い、その結果を速やかに監督職員へ報告するものとする。
 - (2) 不可視部分や重要構造物の出来型及び品質の確認について、随時行うことを原則とし、その確認した結果を速やかに監督職員に報告するものとする。
 - (3) 工事検査等への臨場
監督職員の指示に従い、完成検査、既済部分検査及び指定部分検査に臨場し、検査時の議事内容のとりまとめを行うものとする。
 - (4) その他
上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
 - (5) 照査
管理技術者は、特記仕様書に定めのある場合、下記について照査を行うものとする。

- ①工事毎に実施した施工状況、出来型及び品質の内容についての適切性
- ②不可視部分や重要構造物の出来型及び品質確認についての適切性
- ③その他管理技術者が必要と判断した事項又は監督職員が指示する事項

第3節 監督補助業務

3-3-1 業務内容

- 1) 受注者は、別途契約図書に定める対象工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。
 - (1) 工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、提出するものとする。
 - (2) 工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
 - (3) 次の各号に掲げる項目について、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - ①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
 - ②設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
 - ③設計図書の表示が明確でない場合
 - ④工事現場の形状、地質、気象・海象条件、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 - ⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
 - ⑥工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合
 - (4) 工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、提出するものとする。
 - (5) 地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - (6) 工事毎に施工現場の安全対策に対する確認を行い、その結果を報告するものとする。
 - (7) その他
上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
 - (8) 照査
管理技術者は、特記仕様書に定めのある場合、下記について照査を行うものとする。
 - ①作成した資料の内容についての適切性
 - ②その他管理技術者が必要と判断した事項又は監督職員が指示する事項

打 合 簿

平成 年 月 日

(監督職員)

主任監督員 _____ 印

監督員 _____ 印

(受注者)

受注者 _____ 印

業 務 名 _____

発議者	<input type="checkbox"/> 監督職員 <input type="checkbox"/> 受注者	
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	件 名	内 容
処理・回答	監督職員	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 () します 平成 年 月 日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 () します 平成 年 月 日

- 備考
1. 打合せごとに別葉とする。
 2. 1部作成し、受注者は事業完了時に完成書類に添付する。
 3. 決裁欄は適宜欄外に設けて差支えない。
 4. 受注者は本人若しくは管理技術者とする。
 5. 監督職員の表記は適宜加除できるものとする。

業務実施報告書 (日報)

※ 業務名は当該業務名を記載

年月日	平成 年 月 日()	管理技術者等氏名	
平成 年度	〇〇 補助業務		

※ 工事又は調査ごとに件名、業務実施内容、その他必要事項を記入する。

